

**川崎市を本当の「芸術のまち」にアクション有志声明(2019/11/9)**  
～しんゆり映画祭における川崎市の対応に抗議します～

私たちは、今回のしんゆり映画祭における「主戦場」上映をめぐる、川崎市長や担当市職員の発言など川崎市の対応に強い懸念を持つ川崎市内外の市民・学者・弁護士有志です。

川崎市職員は、同映画上映につき、主催者に対し、訴訟になっている作品を上映することへの懸念を示し、そのことにより、上映は中止になりました。その後、関係者と市民の努力で上映できた翌日の2019年11月5日、川崎市長は、この職員の懸念表明は適切だったと述べ、川崎市が同映画祭を共催していることから、映画の差し止めを求めている方からすれば川崎市が上映を後押ししたといわれかねないとも発言しました。

そもそも、文化芸術基本法は「我が国の文化芸術の振興を図るため」「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識」「文化芸術活動を行う者の自主性を尊重」とし、地方公共団体の責務として、同理念に基づき、施策策定及び実施する責務を負うとしています。川崎市文化芸術振興条例においても「文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない」とされています。

このことから、このような映画祭において、市から独立したNPO法人が映画祭の内容を決め、共催者である川崎市は、内容に介入することなしに予算援助や会場提供など条件整備を行うべきことは明白です。つまり、市職員はこのような懸念を表明してはならず、川崎市長のそのような心配は無用のものです。むしろ、これらの発言は、予算を握る自治体の意向を無視すれば次回の開催が危ぶまれるかもしれないとの危惧を主催者に与えて萎縮させるもので、いったん上映中止に追い込み、その後、主催者及び市民たちが上映にこぎつけた努力を無にするものです。また、川崎市長の立場によれば、気に入らない表現に関し司法手続をとれば封じることができるわけで、不合理です。このような考え方は、結果として、上映差し止めを求める勢力の後押しをしているわけです。

現在、慰安婦や徴用工など日本の過去の加害・差別的行為に関する表現を抑え込もうという動きがあり、今回の動きもその一つと考えることができます。多様なルーツを持つ住民が多く、「多様性」を市のイメージとし、差別を許さない川崎市において、このような態度は尚更許されないものです。

私たちは、表現の自由を守ろうとする全ての人たちと連帯し、①日本中の自治体の首長・職員に対し、文化芸術振興に関し正しい理解を求め、②川崎市に対し、市長発言の撤回を求め、職員の懸念発言に抗議するとともに、「芸術のまち」を冠するにふさわしい自治体となってもらえるよう願います。

アクション有志(五十音順):石川裕一郎(憲法研究者)、伊藤英雄(川崎市民)、川口洋一(川崎市民)、斎藤彰(川崎市民)、斎藤勉(川崎市民)、清水忍(市民)、醍醐聰(東大名誉教授)、武井由起子(弁護士)、林立彦(元高校教師)、穂積匡史(弁護士)、西岡美加子(市民)、三嶋健(弁護士)、南真理(市民)、矢沢美也(麻生区住民)

☆署名集約締め切り2019年11月17日☆ <川崎市長宛提出、記者会見などを予定>

**この声明に賛同します**

ネットでは、下記情報を sandou.shinyuri@gmail.com まで

お名前:

肩 書:

どちらかに○を ( 川崎市民 ・ 川崎市民ではありません ) ( 氏名公表可 ・ 氏名公表不可 )